

研究所と大学院とについて

所 長 福 田 武 雄

全国研究所長会議あるいは本学の制度審議会などで、いつも問題になることの一つは、大学院と研究所との関係についてである。大学院といっても、いわゆる新制の大学院についてである。本学では、ご承知のとおり、大学院は学部および研究所との上に置かれ、学部の教官と研究所の教官とはまったく同等の資格でこれに参加している。このやり方は、筆者が知っている限りでは本学だけであって、他の大学では、大学院の運営は学部が当り、研究所の教官は兼勤や講師の形でこれに協力するか、あるいは、場合によっては、まったくシャットアウトされているところもあると聞いている。

このことは昭和 27. 10. 11 大学院設置審議会決定の大学院設置審査基準要項の七（大学院の講座並びに教員組織）の 1. "大学院の授業並びに指導には、主として大学院教員資格に該当する学部の適任者がこれに当り、必要により研究所等の適任者が協力するものとする" に基因するものであって、本学のやり方は横紙破りだとさえ言われているぐらいである。しかしながら、全国の付置研究所では、ほとんどすべて本学のように大学院を学部と研究所の上に置いて、研究所教官も学部教官と対等の立場で、責任者として、大学院研究科指導に与るべきであるという意見であり、このために、全国研究所長会議の第二部会（自然科学関係）では部会の決議として前記の基準要項の七の 1 を改正するよう要望した。

この要望は、研究所の教官が教壇に立ちたいという慾望からなされたものではなく、もっと本質的な考え方から出たものである。元来、学部は教育と研究、研究所は研究一本やりと考えられているが、大学付置の研究所が他の官庁や民間の研究施設と異なるところは、真理研究の責任を果しつつ、同時に優秀な研究者や後継者の研究教育に当るべき点である。また、最近の科学技術の目ざましい進展につれて新しい専門分野が生じ、これに対処するためには授業教育を本務とする学部では不適当であって、それぞれ専門の研究所が担当する実情であり、研究所の優秀な専門的施設ならびに頭脳を大学院の教育指導に活用することこそ、大学としてきわめて当然の姿であり、ひいてはわが国の科学・技術を高めるゆえんでもある。

しかしながら、研究所と学部とが同等の立場で大学院に参加すべしといっても、それには、いろいろな形が考えられ、また、いくつかの問題がある。その一つは、学部といえどどこでもほとんど同様の形態であるのに反し、付置研究所は、その形態や規模において、いろいろちがっていることである。たとえば、ある研究所では、われわれの研究所の一つの研究部にも足りない人員のところもあり、また、年間物件費の合計が数百万円程度のところもある。さらに問題となるのは、本学に付置された原子核研究所や物性研究所のように全国的共同利用の目的のために設置された研究所をどう考えるかである。また本学での制度それ自身についても、かなり問題とすべき点がある。本学では、学部と研究所との上に大学院が置かれ、外見上はきわめてすっきりした形ではある。しかし実情はどうであろうか。大学院研究科には専属の事務局もなければ事務官もない。研究科委員長には関係学部長が選ばれるのが慣例であって、大学院研究科の事務は委員長の所属する学部事務室が当り、さらに各コースの教務一般は関係学科の教室が担当する実情である。コースによってはきわめてうまく運営されているところもあるが、また場合によっては学科教室が主体となって運営されているところもある。それで、本学では学部によって、現在の制度に賛成するところもあり、これに反対して大学院は学部に置くべしと主張するところもある。

研究所と大学院との関係あるいは研究所と学部との関係については、目下、本学の制度審議会の第二特別委員会で活発な討議がかわされており、全国的にモデルとなるような結論が出されることを期待している。

(1958. 12. 15)